

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	25-2
許認可等の種類	家畜人工授精師免許の書換交付・再交付				
根拠法令条例等・条項	家畜改良増殖法施行令第9条、同令第10条				
許認可等の概要	免許証の記載事項に変更があった場合の免許証の書換交付 免許証を汚損又は亡失した場合の免許証の再交付				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>書換交付については、以下のに変更が生じたとき</p> <p>1 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍)、住所又は氏名の変更</p> <p>2 免許に係る家畜の種類並びに家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務の別の変更</p>				
基準の制定根拠	家畜改良増殖法施行規則第28条				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日				
期間の制定根拠	申請に対する審査に要する日数				